大口町総合計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　この要綱は、大口町総合計画策定委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

（役割）

第２条　大口町総合計画の策定に関し、調査・検討並びに計画案の調整・修正及び決定を行うため、大口町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第３条　委員会の委員は、町長が指名する職員をもって組織する。

２　前項の規定にかかわらず、委員長が指名したものは会議に出席し、意見を述べることができる。

３　委員会に委員長及び副委員長を置く。

４　委員長は、副町長をもって充て、副委員長には、総務部長をもって充てる。

（委員長の職務）

第４条　委員長は、会務を総理する。

２　委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（作成委員の指名）

第６条　委員長は、具体的な計画及び実施要領を作成するため、作成委員を指名することができる。

（各部課等の協力）

第７条　委員会の目的達成のために各部課及び局室は、積極的に協力しなければならない。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

（その他必要事項）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則（平成元年３月３１日　大口町訓令第９号）

この訓令は、平成元年４月１日から施行する。

附　則（平成４年５月１日　大口町訓令第１９号）

この訓令は、平成４年５月１日から施行し、改正後の大口町総合計画策定委員会設置要綱の規定は、平成４年４月１日から適用する。

附　則（平成５年３月３１日　大口町訓令第１８号）

この訓令は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成９年３月２６日　大口町訓令第６号）

この訓令は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年７月２２日　大口町告示第８９号）

この訓令は、告示の日から施行し、改正後の大口町総合計画策定委員会設置要綱は平成１７年４月１日から適用する。

附　則（平成２１年３月２７日　大口町訓令第１６号）

この訓令は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月２８日　大口町訓令第８号）

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。